

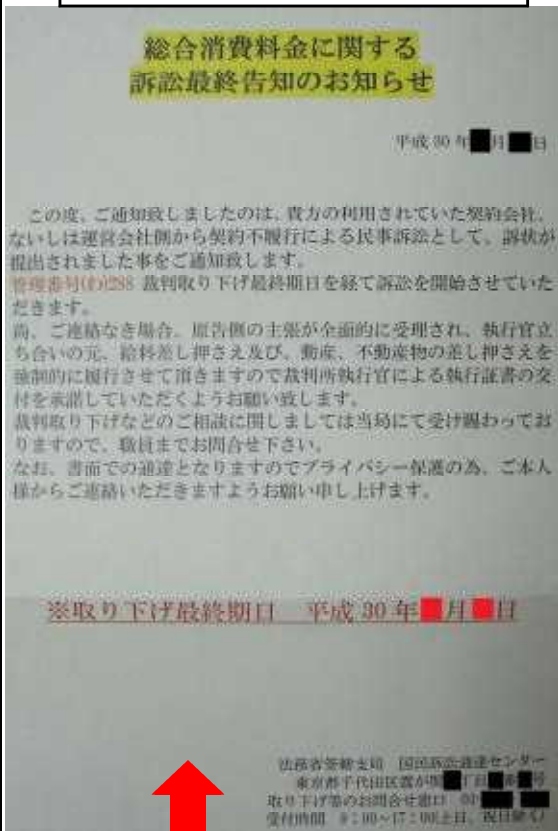
# 防犯情報



## 新たな手口が出現!! 架空請求の『封書』に注意!

架空請求詐欺の「はがき」の内容を、封書（手紙）で送付する手口が埼玉県で確認されました。今後、県内に波及する可能性がありますので、ご注意ください。

封筒内の手紙（A4サイズ）



封筒（横型）の表面



### 悪用された封書の特徴

- ・ 洋型（横型）封筒で82円切手を貼付
- ・ 表面に朱色の『重要』の印影あり
- ・ 消印は玉川（世田谷区）
- ・ 差出人の記載なし

（参考）  
詐欺の「はがき」→

**消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)238 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年9月10日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター  
東京都千代田区霞が関 〇〇〇〇  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 〇〇〇〇  
受付時間 9:00~20:00（日、祝日を除く）

「詐欺」の手口です!警察や家族などに相談を!!

身近なところから「防犯力強化」を!  
～みんなで、声掛けあって、被害防止～